

開東社会保険ニュース

No.312

令和7(2025)年2月

2025年4月からの保険料率と新設される育児関連給付の手続き

1. 令和7年度の保険料率

(1) 労災保険

今年度から変更ありません。

(2) 雇用保険

令和7年4月から、以下のようになります。

事業\区分	労働者	事業主	全体
一般の事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
農林水産業 及び清酒製 造業	6.5/1000	10/1000	16.5/1000
建設業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000

※事業主負担には雇用保険二事業分 3.5/1000 (建設業 4.5/1000)を含みます

(3) 健康保険

協会けんぽは令和7年3月分(4月納付分)から変更となります。

・東京支部 99.8/1000→99.1/1000

・神奈川支部 100.2/1000→99.2/1000

※その他の支部、健康保険組合は別途ご確認ください。

(4) 介護保険

令和7年3月分(4月納付分)より 16.0/1000 から 15.9/1000 に引き下げられます。

※健康保険組合は別途ご確認ください。

2. 雇用保険の育児休業等給付の新設

本ニュース令和6年9月号でも紹介しましたが、令和7年4月から、下図太枠のように育児休業等給付の種類が増えます。似たような名称が多いうえに、手続きの変更もあるため注意が必要です。➤

2025年4月以降の育児休業等給付						
出産	産後8週	産後16週	1歳	1歳2か月	1歳6か月	2歳
出生時育児休業給付金						
		育児休業給付金	パパママ育休プラス			
			育児休業給付金(延長)	育児休業給付金(延長)		
出生後休業支援給付金	→産後休業取得の場合は16週まで					
育児時短就業給付金						

(1) 出生後休業支援給付金

この給付金の支給申請は、(出生時)育児休業給付金の支給申請に併せて行い、28日を上限として13%が上乗せされます。

労働者の配偶者が同時に育児休業を取得したことが要件になっており、「配偶者が育児休業をしたか」、「(していない場合には)配偶者の育児休業を要件としない場合に該当しているか」を確認し、場合によっては配偶者の勤務状態等についての証明書類を取り付けることも必要になります。

(2) 育児時短就業給付金

2歳までの時短中の賃金の10%が、時短前6か月平均の賃金を超えない範囲で支給されます。長期間であり対象にならないと言い切れないため、時短利用者には少なくとも賃金登録までは行うという運用にならざるを得ないでしょう。

また、特殊な労働時間制の場合には注意が必要です。フレックスタイム制では清算期間における総労働時間を、変形労働時間制では対象期間の総労働時間を、裁量労働制ではみなし労働時間を、それぞれ短縮して就業するときはこの給付金の対象となる育児時短就業として取り扱うそうです。

事前に制度策定や労使協定の再締結、勤怠集計・給与計算を変更しなければならないケースもあり、自社の仕組みを改めてご確認ください。

(3) 出生時育児休業給付金

申請時期が現在の産後8週間後から、出生時育児休業の取得日数が28日に達した日または2回目の出生時育児休業を終了した日の翌日に申請できるようになります。

[お知らせ]育児介護休業等規程例の詳細版が出されました。厚生労働省のwebページでご確認ください。

ホームページ「開東社会」[かいとうしゃかい](https://www.kaito-sr.com/)で検索 <https://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1ビル 7階

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

TEL 03-3369-7411/8411

FAX 03-3369-2711

※本記事の無断転載は禁止しています。